

南海トラフ地震臨時情報への対応について

災害対策課
令和元年 9 月 25 日

1 概要

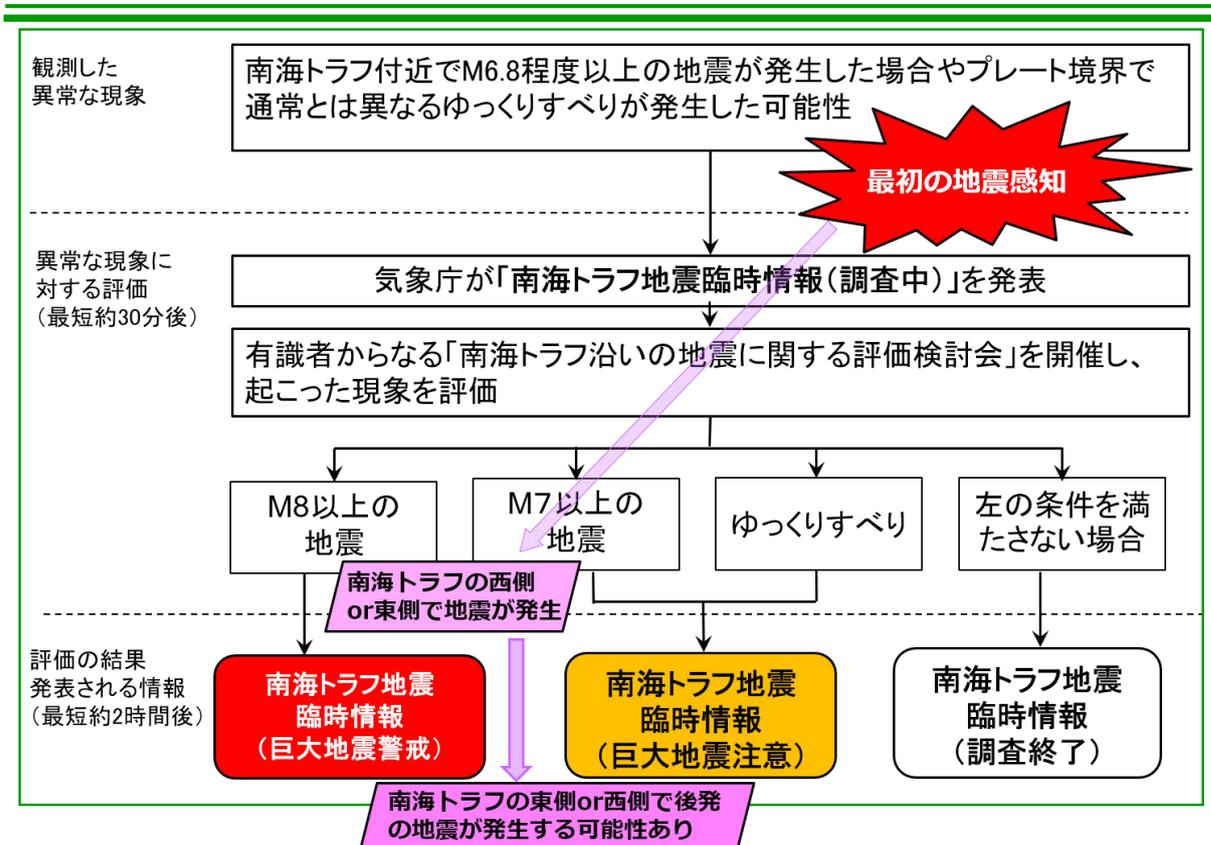
国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下、「基本計画」という）が令和元年 5 月 31 日に修正され、これを受け、気象庁では南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）の運用が開始されました。

基本計画では、県、市町が作成している南海トラフ地震防災対策推進計画や地域防災計画に対して、臨時情報が発表された場合の新たな災害応急対応や住民の避難行動を促進する対策を盛り込むことが示され、県、市町においては、これに応じて、各種対策を講じる必要があります。

2 南海トラフ地震臨時情報の運用について

臨時情報の発表に関しては、南海トラフ付近でマグニチュード（以下、「M」という。）6.8 程度以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合、国が調査を開始するとともに、気象庁が臨時情報（調査中）を発表します。国の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」（以下、「評価検討会」という。）の結果により、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかが発表されます。（下図参照）

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



3 臨時情報が発表された場合の各主体の対応について

(1) 県の対応

南海トラフ付近で地震が発生するなどして臨時情報（調査中）が発表され、県内で大きな災害が発生している場合、県では、直ちに災害対策本部を設置し、人命救助等に向けて対策を講じることとなります。

一方で、地震発生地点が県内から離れており、県内で大きな災害が発生していなかった場合でも、後発地震発生に備えて、「南海トラフ地震準備体制」を取り、市町など関係機関への連絡・体制の確保、初動対応や緊急部長会議の開催、県民への呼びかけ、県有施設等の点検、受援体制の準備などを行うほか、状況に応じて他自治体への支援等を進めます。

また、国の評価検討会の結果に伴い発表される臨時情報の種別により、それに合わせた対策を講じることとしています。

なお、県内全市町が南海トラフ地震の防災対応を推進する必要がある地域に国から指定されており、臨時情報の発表に伴い、県内市町と連携して防災対応等に取り組んでいきます。

(2) 市町の対応

市町においても、市町内で災害が発生した場合の対応はもとより、災害が発生していなかった場合でも、臨時情報の種別により、県と同様に、状況に応じた災害対応を行う必要があります。

(3) 住民等の対応

気象庁から臨時情報（調査中）が発表された場合で、被災地から離れており、後発地震に備える必要がある県内では、評価の結果発表される情報に応じ、最初の地震から1週間から2週間、臨時情報の種別に応じて、住民等は次のような対応が必要です。（国や県からも住民や企業等に対して、適切な防災対応をとるよう呼びかけます。（県からの呼びかけ内容は「別紙1」を参照））

①巨大地震注意（ゆっくりすべり）の場合

日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を行います。

（すべりが収まったと評価されるまで）

②巨大地震注意（M7以上M8未満の地震）

1週間、①の対応に加えて、必要に応じて自主的に避難をします。

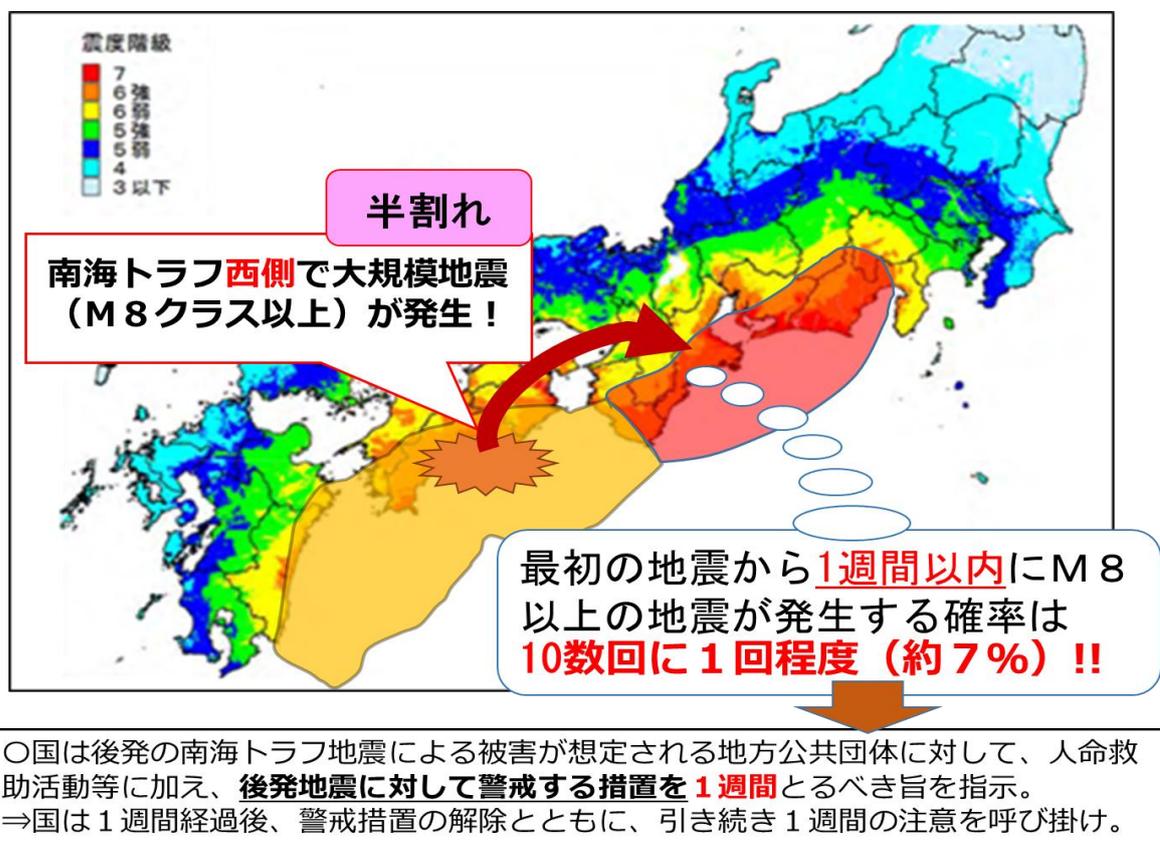
③巨大地震警戒（M8以上の地震）

1週間、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難します。また、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難するほか、地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は事前避難を行います。

また、1週間経過後2週間までは、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を行います。

【後発地震に備えた防災対応のイメージ】

最初の地震の発生が南海トラフ西側・M8以上であった場合、東側は後発地震に備えることとなる。



4 臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて事前に必要となる各主体の対応について

臨時情報が発表されると、その種別に応じて、国は住民に対して、一定期間、後発地震に関する備えなどを呼びかけます。そのうち、特に臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、国は県や市町等に対して、最初の地震から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨を指示します。

後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として市町があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域^{※1}」という。）内における「住民事前避難対象地域^{※2}」や「高齢者等事前避難対象地域^{※3}」では、住民や高齢者が最初の地震発生から1週間、後発地震に備えて避難（事前避難）を継続すべきとして市町が具体的な計画を明示することとされており、以下に事前避難を実現するために各主体にとって必要と考えられる防災対応を記載します。

（1）市町の対応

市町は、事前避難が必要な地域における住民の避難等に備えて、あらかじめ以下の対策等を講じておく必要があると考えます。

- ①避難対象者及び事前避難対象地域の設定
- ②避難所の受け入れ人数の把握

- ③避難所候補リストの作成、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応
- ④避難所への移動方法の検討、避難経路の検討
- ⑤避難所の運営体制や運営する際の役割の検討
- ⑥地域内の医療・保健・福祉・教育・交通（道路）等の防災対応の確認等
- ⑦滞留旅客や帰宅困難者への対応策等
- ⑧上記内容について、南海トラフ地震防災対策推進計画や地域防災計画へ反映

(注) 事前避難対象地域のない市町においても、後発の地震に備え、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取る必要があります、状況に合わせて対策を講じ、南海トラフ地震防災対策推進計画や地域防災計画に反映する必要があります。

(2) 企業等の対応

住民等の事前避難が必要となる地域内の企業等では、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて、個々の状況に応じて、あらかじめ以下の対策の検討が必要と考えます。

①事業継続・中止の判断

- ・地域内での事業継続・中止の判断基準の策定等
- ・関係企業間での流通経路変更等の確認

※多くの人が利用するスーパー、旅館、交通機関等については事業継続・中止の判断に加え、利用者の避難体制の確立

②従業員の安全確保

- ・後発地震に備え、1週間の従業員の安全確保策、連絡体制の再確認

③施設及び設備等の点検

- ・後発地震に備え、機械等の転倒防止などの安全対策、点検等

④個々の状況に応じて実施すべき措置

- ・避難ビルとしての使用や避難先への必要な物資の提供等の地域貢献活動

⑤企業等の防災に関する計画等への反映

(3) 病院・福祉施設、学校、幼稚園等の対応

住民等の事前避難が必要となる地域内の病院や福祉施設等では、個々の状況に応じて、上記(2)の企業等の対応に加え、患者等の安全のため、病院等外での生活が可能な入院患者等の引き渡しや、入院患者の転院等の準備について検討が必要と考えられます。また、同地域内の学校等では、個々の状況に応じ、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応の検討が必要と考えられます。また、各施設における防災計画への反映なども必要と考えます。

5 今後の県（防災対策部）の対応について

(1) 市町への支援

現在、県内全市町を対象とした「防災施策に関する研究会」を開催し、市町における課題の可視化やニーズの共有化を図りながら、市町における計画策定等の

支援を進めています。

事前避難対象地域以外においても、地震の発生に備えて、土砂災害に対する自主避難、関係機関との連携などが必要となるため、研究会等で対策を検討しています。

市町からは、「要配慮者を受け入れるだけの避難所が確保できない」との声もあがっており、県としても市町域を越えた広域調整など、積極的な支援を行っていきます。

既に運用が始まっている南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えて、市町の情報連絡・伝達体制の構築、時間差発生等における円滑な避難の確保等について整理し、今年度内に各市町の地域防災計画等に反映できるよう取り組みます。

(2) 県地域防災計画等の修正

関係機関との地震対策や避難対策等の再確認、後発地震に備えた新たな対策の立案（事前避難対象地域内の県立施設（港湾、道路等を含む）等の防災対応、住民への呼びかけ等）を実施するとともに、市町の取組等をふまえ、臨時情報が出された際に速やかに対応できるよう、本県の地域防災計画等の修正、それにあわせた訓練の実施等の防災対応に取り組むこととしています。

(3) 住民等への周知・啓発

臨時情報に関する概要を「広報みえ」7月号に、「南海トラフ地震に関する重要なお知らせ」として掲載したほか、ホームページ等での情報提供に努めています。

また、市町と連携して、事前避難対象地域や避難所等が定まった段階で、県広報誌やホームページ等でさらに詳細な情報提供を行っていきます。

そのほか、県関係機関を通じて、住民に対して、臨時情報を広く周知するとともに、防災対応の必要性について啓発していきます。

さらに、今年開催の、伊勢湾台風60年や昭和東南海地震75年の関連イベント等の機会をとらえて、関係機関と連携して普及啓発に努めていきます。

各市町に対しても、広報誌等での住民への普及啓発をはじめ、住民参画のワークショップの開催や訓練を通じた備蓄の促進や避難の重要性についての周知を、引き続きお願いしてまいります。

6 今後の県各部局の対応について

前回の防災対策会議において、臨時情報の関係機関等への普及啓発や防災対応の周知についてご協力をお願いしたところであり、継続的な対応をお願いするとともに、各部局における防災対応の延長線上で、事前対策を防災対応に組み込んでいただきますようお願いいたします。

また、市町における避難所の確保の支援の観点から、各部局が所管する施設を市町の避難所として活用いただけるよう配慮をお願いいたします。

例) 各部局における啓発や防災取組の必要性の周知、避難所確保支援の例

① 県内企業への南海トラフ地震臨時情報の普及啓発（従業員への啓発を含む）

② 県内企業におけるBCP策定（修正）の必要性の周知や策定支援

③ 医療機関、福祉施設等への南海トラフ地震臨時情報の普及啓発（従事者や利用者への啓発を含む）

④ 医療機関、福祉施設等における防災対応の必要性の周知（転院やサービス継続に関する必要性の周知を含む）

⑤ 学校等への南海トラフ地震臨時情報の普及啓発（保護者等への啓発を含む）

⑥ 学校での防災対応の必要性の周知（休校措置の必要性の周知を含む）

⑦ 各部局が所管する施設の避難所等としての活用 等

7 今後のスケジュールについて（予定）

10月8日 県議会防災県土企業常任委員会：事前避難の呼びかけ等

11月5日 防災・減災対策検討会議（有識者会議）：臨時情報への対応等

11月 防災対策会議幹事会・防災対策会議で検討

12月 県議会防災県土企業常任委員会：臨時情報への対応等

12月 市町研究会（防災施策に関する研究会）：地域防災計画修正等

1月 防災・減災対策検討会議（有識者会議）：市町の対応状況等

2月 防災対策会議幹事会・防災対策会議で県地域防災計画修正等

3月 県議会防災県土企業常任委員会：市町の対応状況等

3月 県防災会議で審議：県地域防災計画の修正等

3月 市町の地域防災計画の修正（予定）

※1 事前避難対象地域

地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、国からの呼びかけを受けて、避難勧告等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。

概ね住民事前避難対象地域^{※2}と高齢者等事前避難対象地域^{※3}を合わせた地域。

※2 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難勧告等を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

※3 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難準備・高齢者等避難開始を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

別紙1 三重県から住民や企業等への呼びかけについて（案）

1 住民への防災対応

「臨時情報（巨大地震警戒）」または「臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、その際、最初の地震が被災地から離れており、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から住民に対して取るべき防災対応などについて呼びかけ、防災行動を促します。

- (1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間^{*1}地震発生に注意した行動をとること。また、できるだけ安全な防災行動をとること。

例) 避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の確認、家具固定の確認、非常持出品（備蓄物資の確保）の確認、高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、危険なところのできるだけ近づかない など

- (2) 臨時情報（巨大地震警戒）の発表の際は、(1)に加え次の防災対応をとること。

①土砂災害に対する防災対応

・個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

②住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難も含めて検討する。また、火災の発生の恐れのある器具の使用を控えることなどで火災の発生を防止する。

2 企業等への防災対応

臨時情報（巨大地震警戒）または臨時情報（巨大地震注意）が発表され、その際、最初の地震が被災地から離れており、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から企業等に対して、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることがを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施するよう呼びかけます。

なお、住民等は後発地震の発生に注意しながら通常の生活を送っていることが想定されることから、社会状況を踏まえて、できる限り事業を継続することが望ましいと考えます。

- (1) 日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

例) 安否確認手段や機器固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の確認、発災時の従業員の役割分担の確認、地震情報等の伝達経路の確認 など

- (2) 個々の状況に応じた適切な防災対応をとること。

例) ライフライン確保に向けた対応（燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化等を含む）、サプライチェーンにおける代替体制の事前準備、製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し、ヘルメットの携行の徹底、定期的なデータバックアップ など

- (3) そのほか、臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討すること。企業のBCP（事業継続計画）の作成や再確認を行うこと。

※1 「一定期間」の目途

- ・半割れケースの場合：臨時情報（巨大地震警戒）発表から2週間
- ・一部割れケースの場合：臨時情報（巨大地震注意）発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合：臨時情報（巨大地震注意）発表からすべりが収まったと評価されるまで

3 事前避難対象地域内の住民等への呼びかけ

事前避難対象地域内にあり、避難を必要とする住民等に対しては、県から、市町があらかじめ定めた避難計画等^{※2}に基づき、親せき・知人宅や避難所などへ1週間の避難を行うよう呼びかけます。

また、海岸沿いで、津波浸水が想定される地区内にお住まいで、移動等が困難な要配慮者についても、浸水想定区域外の避難所等への事前避難を呼びかけます。

同地域内の企業等に対しては、県から、あらかじめ各企業等が個々の事情に応じて定めた計画に基づき、事業中止や従業員の安全確保、機器の安全対策の確認、利用者の避難体制の確立、地域貢献活動の推進などについて呼びかけます。

そのほか、福祉・医療、教育等関係機関等に対しても、利用者等の安全確保を最優先として、1週間の休業・休校等を含めた防災対応が図られるよう呼びかけます。

※2 各市町で臨時情報に基づく避難計画等を定めた時点以降の記述であり、それまでは、県と関係する市町と連携して、最善の対応を検討し、避難を必要とする住民に対して、呼びかけることとしたいと考えます。